

# 内藤通信

決算等審査特別委員会

ヤングケアラーの  
問題について

宮城県が再編の  
対象としている  
4病院統合について



発行者 | 内藤良介  
〒981-1105 仙台市太白区西中田5-7-8-202  
TEL 022-242-0286

ご意見・ご要望がありましたら  
FAX.022-242-0286 までお送りください。





## ヤングケアラーの問題について



近年問題となっている一つであるヤングケアラーについて、毎年実態調査を行う必要もあるのではないかと考えます。

仙台市

毎年行うことは考えておらないところですが、支援が必要な子供をどのように把握するのかという点は効果的な取組について関係局とも連携しながら検討してまいりたいと存じます。



無記名の調査とのことですが、きめ細かい支援をするためには、支援を必要としているヤングケアラーをいかに把握するかが大事だと考えます。そのためには、関係機関の職員がヤングケアラーについて理解を深める必要があると考えます。

仙台市

子供自身や御家族を取り巻く様々な立場の方々がその問題を察知できるということが重要と考えております。

幅広い分野にわたる関係者が理解を深めていくためには、関係局が連携して周知、啓発に取り組んでいく必要があるものと考えております。



私としては、特に日常的に子供と接している学校や教育委員会の役割が大変重要であると考えます。



ヤングケアラー当事者がその自覚がないことが多く、相談をするケースが少ないことも問題となっているところです。個々人の家庭環境に踏み込むものでございますから、しっかりとした周知をどのような方法で行うのかお伺いをいたします。

仙台市

今後、国におきましても、ヤングケアラーの社会的認知度を高めるための広報啓発を推進すると承知しておりますので、その内容も踏まえながら、子供自身ですとか、その家族に向けた効果的な周知方法につきまして検討をしてみたいと存じます。



本市の予算を増やすことはもちろんですが、本市の予算だけでは難しいということで対応できないというようなことがないように、国のヤングケアラー支援体制強化事業やさらなる支援を強く求めていくことが必要であるというふうに考えます。

仙台市

関係局が組織横断的に連携し、家族全体の状況を共有しながら取組を進めていくことが重要と考えております。一方、国では、来年度から3年間を重点取組期間と位置づけまして、集中的な取組を進める予定と伺っており、今後自治体の事業への支援メニューの詳細が明らかになってくるものと考えております。





**内藤:** 先日の我が会派の代表質疑においても、ヤングケアラーについてお伺いしたところ、市長の答弁で、育ちや教育に影響がある待たなしの対応が必要であり補正予算の提案をした、これまでも個別の対応はしてきたと述べられました。近年問題となっている一つであるヤングケアラーについて、関連してどのように対応しているのか伺ってまいります。市長の公約の中にも、守りたいものがあるのチャレンジ3、社会的孤立を防ぐとあり、内容の中に、ヤングケアラーの実情把握に取り組みますとあります。今年度、本市で行おうとしている実態調査は、親や兄弟を世話する18歳未満のヤングケアラーの実態を把握するため、市立小中高校の児童生徒を対象に、昨年度国が実施した生活実態調査を参考に、家族構成や登校状況、学校や家庭での悩みなどを尋ねる内容と伺っております。この調査については先日の代表質疑で詳細について伺ったところ、国が調査を行った中学2年生、高校2年生に加え、小学校5年生も対象として、ネット環境の活用もしながら年内に調査を行い、年度内には結果を取りまとめるとの答弁がございました。政令指定都市で本年度調査を行うのは、さいたま市、京都市が調査を実施済み、札幌市、大阪市が実施の予定となっており、全国的にも調査を行っている自治体がまだ少ない状況の中、本市での調査に取り組んでいただけることは評価をいたします。

また、この結果を踏まえて支援策を検討するとのことですが、今すぐに支援を必要としている子供たちもいるかもしれません。また一方で、ヤングケアラーの性質を考えますと、実態調査を行った時点ではヤングケアラーではないが、事故や諸事情等により急にヤングケアラーになってしまうことも想定をされます。そのようなことも踏まえ、毎年ヤングケアラーの実態調査を行う必要もあるのではないかと考えますが、今後どのような実態把握に努めていくのでしょうか、御所見をお伺いをいたします。

**A:** 今年度実施予定としております実態調査は、本市におきまして、ヤングケアラーと思われる子供がどの程度いるのか、どのようなことに困っているのかという傾向を把握することを目的としまして、無記名式で行うものでございます。

アンケートの回答結果を直接個々の支援に活用するものではなく、集計結果を今後の取組に当たっての基礎資料とするものでございまして、同様の調査を毎年行うことは考えておられないところでございますが、支援が必要な子供をどのように把握するのかという点は、ヤングケアラー支援における重要な課題であると考えておりまして、そのための効果的な取組について関係局とも連携しながら検討してまいりたいと存じます。

**内藤:** 今回の調査は傾向を把握するための無記名の調査とのことですが、きめ細かい支援をするためには、支援を必要としているヤングケアラーをいかに把握するかが大事だと考えます。そのためには、冒頭お伺いしました要保護児童対策協議会の構成員や実務者会議のメンバーをはじめ、子供あるいは支援を必要とする家庭と接する機会のある保健、医療、福祉、教育等の関係機関の職員がヤングケアラーについて理解を深める必要があると考えますが、御所見をお伺いをいたします。

**A:** 家族の世話や家事等が過度な負担となっている子供たちを必要な支援に速やかにつなげるためには、その子供自身や御家族を取り巻く様々な立場の方々がその問題を察知できるということが重要と考えております。そのためには、例えば、学校の教職員ですとか、保健、医療、福祉の関係職員など、ふだんから子供たちやその御家族と接する機会のある職員が、もしかするとヤングケアラーかもしれないといった意識を持って日常の業務に当たっていただく必要がございます。こういった幅広い分野にわたる関係者がヤングケアラーについての理解を深めていくためには、関係局が連携して周知、啓発に取り組んでいく必要があるものと考えております。

**内藤:** 私としては、特に日常的に子供と接している学校や教育委員会の役割が大変重要であると考えます。1人1台端末を活用した相談体制を整えていかななくてはならないとも感じますし、教育局にも主体的にこの問題について考えていきたいと思うところであります。

さらに、ヤングケアラー当事者がその自覚がないことが多く、相談をするケースが少ないことも問題となっているところであります。自分がヤングケアラーであることを自覚できることがまず必要なことであり、理解していなければ意味がないものであるというふうにも考えます。

そこで、教育局との連携に、積極的に取り組みながら、ヤングケアラーについて当事者である子供たちが理解できるような取組を同時に行っていただくことが重要であるというふうにも考えます。さらには、日常的に行っていることが実はヤングケアラーの定義に当てはまっていることを、ヤングケアラーのことを当事者や家族にも知ってもらわなければならないというふう

に考えます。個々人の家庭環境に踏み込むものでございますから、しっかりとした周知をどのような方法で行うのかお伺いをいたします。

**A:** 支援を必要とする子供たちやその家族を支援につなげるためには、まずは子供自身や家族がヤングケアラーという概念を知り、理解することが重要と考えております。今後、国におきましても、ヤングケアラーの社会的認知度を高めるための広報啓発を推進すると承知しておりますので、その内容も踏まえながら、子供自身ですとか、その家族に向けた効果的な周知方法につきまして検討してまいりたいと存じます。

**内藤:** ぜひ効果的な周知よろしくお伺いをいたします。

また、ヤングケアラーの問題の一つに、不登校等による学びの遅れ等もございまして。市長公約の中にある、子供たちを守るでは、いじめ、不登校問題についてしっかりと対応していく思いだと思います。本会議にて、市長も、育ちや教育に影響があると述べられていました。しかし、この不登校の部分で、実際に不登校になっている児童生徒がいじめによるものなのか、ヤングケアラーによるものなのかは分からないところでもございまして、学校でスクールソーシャルワーカーや保健の先生などにしっかりと対応していただく必要がありますが、そのためにもスクールソーシャルワーカー不足の問題を解決しなければならないというふうにも考えます。

令和3年第2回定例会の一般質問にて、私もスクールカウンセラー等の解決を求めた内容もございました。そのためにも、一般質問で述べたような、1人1台端末を活用した対策を早急に行うことが、結果、ヤングケアラーの対策にもつながっていくのだと考えますが、これは教育局が対応していかなければならない問題だというふうにも思います。

国においても、厚生労働省、文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームが今年5月に出した報告によりますと、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造で、福祉、介護、医療、学校と関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分ではなく、地方自治体での現状把握も不十分。また、ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確ではなく、福祉機関の専門職等から介護力とみなされ、サービスの利用調整が行われるケースがある。さらには、ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子供がいても子供自身や周囲の大人が気づくことができないことを踏まえ、国では様々な支援を検討することです。国においても、一つの部署でヤングケアラーを解決させるのは難しいとの判断をして、厚生労働省、文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームを立ち上げたのだというふうにも考えます。

本市においても、先ほど私が述べさせていただいたような対応をするために、教育局をはじめ、他局との連携をしっかりとしていかなければならないというふうにも考えます。国もこのヤングケアラーの問題は来年度から3年間を集中取組期間と位置づけ、支援に向けた取組を重点的に進めることとしており、子供未来局長も本会議場にて、本市でも速やかな取組が必要と認識していると述べられました。来年度予算では、このようなことも踏まえてしっかりと他局との横断を刺し、本市として今後ヤングケアラー問題にしっかりと対応ができるようにしていただくことを願いますし、様々な支援策を行うためにも、本市の予算を増やすことはもちろんですが、本市の予算だけでは難しいということで対応できないというようなことがないように、国のヤングケアラー支援体制強化事業やさらなる支援を強く求めていくことが必要であるというふうにも考えます。このことについて、局長の御所見と伺いをいたします。

**A:** 本市では、これまでも支援が必要な子供やその御家庭に対しましては、庁内はもとより、外部の関係機関とも連携しながら個別の支援を行ってきたところでございます。特に、ヤングケアラーをめぐるまちは、その発見、把握や具体的な支援に際して、関係局が組織横断的に連携し、家族全体の状況を共有しながら取組を進めていくことが重要と考えております。一方、国では、来年度から3年間を重点取組期間と位置づけまして、集中的な取組を進める予定と伺っており、今後自治体の事業への支援メニューの詳細が明らかになってくるものと考えております。本市といたしましては、今般、補正予算をお認めいただきました後に実施したいと考えております実態調査、これと並行いたしまして、国のメニューを活用した新年度予算の確保も含めまして、今後の効果的な取組について、健康福祉局、教育局とも連携しながら検討を深めてまいりたいと存じます。



宮城県が再編の対象としております4病院統合について



現在県が行おうとしている4病院統合について伺います。今後、統合がなされた場合には、市立病院ではどのような想定をしておられるのでしょうか。



4病院統合について、従事者の皆さんはどのように感じているのか、大変気になるところではございます。そのような調査は行っているのでしょうか。

仙台市

仮に市内にある東北労災病院と仙台赤十字病院が現在地から市外へ移転となった場合には、当院への影響は避けられないものと考えております。新たな立地場所によっては、地域住民の受診行動の変化により当院の患者動向への影響も予想され、診療運営体制も改めて検討する必要もあるものと考えております。

仙台市

県の4病院再編の方針につきましては、今月に入り突然県知事から表明されたものであり、職員に対する意識調査は行っておりませんが、県から示された今後の方向性に係る資料につきましては、院内の幹部職員で情報共有を行ったところで

内藤: 現在県が行おうとしている4病院統合について伺います。

今後、統合がなされた場合には、市立病院ではどのような想定をしておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

A: 宮城県が再編の対象としております4病院につきましては、これまでがん治療、周産期医療、救急医療、精神科医療といったそれぞれの分野で地域にとって欠かせない重要な役割を果たしてきており、当院とともに、仙台医療圏の安定的な医療提供体制を担ってきた病院であると認識しております。そのような中で、仮に市内にある東北労災病院と仙台赤十字病院が現在地から市外へ移転となった場合には、2病院で受け入れている市内の約1割に当たる年間約4,000人を超える救急搬送患者への対応や総合周産期母子医療センターである仙台赤十字病院との連携の在り方など、当院への影響は避けられないものと考えております。

また、新たな立地場所によっては、地域住民の受診行動の変化により当院の患者動向への影響も予想され、診療運営体制も改めて検討する必要もあるものと考えております。

内藤: この4病院統合について、従事者の皆さんはどのように感じているのか、大変気になるところではございます。そのような調査は行っているのでしょうか。

また、市立病院はそこで働く従事者がいはいはじめて病院として機能をいたします。コロナ禍の問題や4病院統合の問題について、しっかりと従事者の声を聞きながら本市としての考えを述べて行く必要がありますが、市長にそのような報告はしているのでしょうか、併せてお伺いをいたします。

A: 今回の県の4病院再編の方針につきましては、今月に入り突然県知事から表明されたものであり、職員に対する意識調査は行っておりませんが、県から示された今後の方向性に係る資料につきましては、院内

の幹部職員で情報共有を行ったところで

また、市長へ当院の考えを述べるといったことは、現在のところ行っておりません。

内藤: 4病院統合の件は、今後しっかりと話をさせていただくようお願いをいたします。

また、市長にそのような報告はされていないとのことでしたので、それでは、本市としてもしっかりと意見が出せなくなるのではないかと危惧をいたします。まずは従事者の思いを確認することが、結果、様々な問題を解決できるようになる一つだというふうに考えます。そのような意味で、ぜひ従事者の皆様方に現場の意見をまとめていただくことを今後行うべきではないかというふうに考えますが、管理者の御所見をお伺いをいたします。

A: 宮城県の地域医療構想の中では、地域における医療機能の分化と連携を適切に推進することが定められているところでございます。今回の4病院再編の県の方針につきましても、再編後の病院がどのような診療体制となるのかといったことも含め、今後、当院の院長も参加する地域医療構想調整会議の中で議論が行われるものと考えております。そうした中で、当院に対する影響が少なからず想定されることは、先ほど申し上げたとおりでございますが、当院といたしましても、調整会議の議論の方向を見定めながら、院内においても情報共有を図りますとともに、4病院再編後の当院への影響について調査分析を行い、また、健康福祉局とも緊密な連携を図りながら、当院の今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。また、コロナ禍の中、従事するスタッフの様々な問題、思いについても、しっかり耳を傾け、何が必要なのか、それを把握しながら今後適切に対応してまいりたいと考えております。

